

さいたま市西区選挙管理委員会告示第 14 号

期日前投票所の開閉時刻の繰下げ又は繰上げの決定について

令和 7 年 5 月 25 日執行のさいたま市長選挙において、公職選挙法第 48 条の 2 第 6 項において読み替えて準用される同法第 40 条第 1 項ただし書きの規定により期日前投票所を開く時刻を、次のとおり繰下げ、閉じる時刻を次のとおり繰上げる。

令和 7 年 5 月 11 日

さいたま市西区選挙管理委員会

委員長 見 村 吉 一

期日前投票所	繰下げる時間	期日前投票所を開く時刻
馬宮コミュニティセンター内	1 時間 30 分	午前 10 時
イオンモール与野内	2 時間 30 分	午前 11 時

期日前投票所	繰上げる時間	期日前投票所を閉じる時刻
馬宮コミュニティセンター内	2 時間	午後 6 時
イオンモール与野内	1 時間	午後 7 時

【告示期間】

令和 7 年 5 月 1 1 日から

令和 7 年 5 月 2 5 日まで